

調達仕様書

令和7年度山地災害調査アプリケーション運用に係るライセンス購入

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

令和7年度山地災害調査アプリケーション運用に係るライセンス購入

(2) 調達の背景

林野庁業務課では、農林水産省防災業務計画に基づく「被害状況把握・報告」並びに「被害状況の把握と二次災害の未然防止」に迅速に対応するため、現地等で取得した被害データをオンラインにより共有可能とした山地災害調査アプリケーションをArcGIS onlineを活用して構築し、令和4年度より運用を開始している。山地災害調査アプリケーションは、オフライン環境下においてもGIS上で現場-事務所間のリアルタイムに写真や位置情報等を共有・管理できるツールであり、山地災害の概況把握調査等に活用されている。

当該アプリケーション使用のために林野庁業務課が保有しているArcGIS onlineライセンスについて令和7年7月28日が保守期日となっていることから、期日までにライセンスを新規に調達する必要がある。

2 納入場所

〒100-8952

東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁業務課（農林水産省 北別館8階 北 814）

電話03-3502-8349（直通）

3 納入期限

令和7年7月29日（火曜日）

4 業務内容

以下のArcGIS Online ライセンス等を提供するものとする。

- ・ Mobile Worker : 130ライセンス（各1年分）
- ・ Creator : 8ライセンス（各1年分）
- ・ ArcGIS Online追加サービスクレジット（5ブロック）： 2個

5 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本業務に係る情報セキュリティ要件は次のとおり。

ア 受託した業務以外の目的で利用しないこと。

イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。

ウ 持出しを禁止すること。

エ 受注事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

オ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。

(2) 関係法令の遵守

受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

ア エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
(昭和54 年法律49 号)

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45 年法律第137 号)

ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100 号)

エ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3 年法律第60 号)

オ 労働安全衛生法 (昭和47 年法律第57 号)

カ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10 年法律第117 号)

(3) 環境負荷軽減に係る順守事項

受注者は、事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努める。

6 成果物の取扱いに関する事項

(1) 契約不適合責任

ア 林野庁は検収(「検査」と同義。以下同じ。)完了後、成果物について調達仕様書との不一致(バグも含む。以下「契約不適合」という。)が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完(以下「追完」という。)を請求することができる。この場合において、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、林野庁が追完の方法を指定して追完を請求した場合であって、林野庁に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は林野庁が指定した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ 前記アの場合において、追完の請求にも関わらず相当の期間内に追完がなされないときは、林野庁は、その不適合の程度に応じて支払うべき金額の減額を請求することができる。

ウ 前記イの規定にかかわらず、次に掲げる場合には、林野庁は、相当の期間の経過を待つことなく、直ちに支払うべき金額の減額を請求することができる。

(ア) 追完が不能であるとき。

(イ) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本調達の目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる場合のほか、林野庁が追完の請求をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

エ 林野庁は、当該契約不適合(受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。)により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

オ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合であって、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、林野庁は本契約の全部又は一部を解除することができる。

カ 前記アからオまでの規定にかかわらず、成果物の種類又は品質に関して契約不適合がある場合であって、林野庁が検収完了後1 か月以内に当該契約不適合について通

知しないときは、林野庁は、本仕様書に定める契約不適合責任に係る請求をすることができない。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因するときはこの限りでない。

- キ 前記アからオまでの規定にかかわらず、契約不適合が林野庁の提供した資料等又は林野庁の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。ただし、受注者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(2) 検収

ア 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに林野庁に内容の説明を実施して検収を受けること。

イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な交換等を行い、変更点について林野庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

7 入札参加資格に関する事項

(1) 競争参加資格

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。

ウ 令和7・8・9年度全省庁統一資格の「物品の販売」の資格を有する者であること。

エ 応札資料の提出期限の日から、開札の時までの間において林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 入札制限

本業務を直接担当する農林水産省ITアドバイザー（旧農林水産省CIO補佐官に相当）、農林水産省全体管理組織（PMO）支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

8 その他特記事項

(1) 本調達仕様書と契約書の内容に齟齬が生じた場合には、本調達仕様書の内容が優先する。

(2) 本仕様書について疑義等がある場合は、林野庁国有林野部業務課治山班（03-3502-8349）まで電話で問い合わせること。

(3) 本業務に使用する言語（会話によるコミュニケーションを含む。）は日本語、数字は算用数字、単位は原則としてメートル法とすること。

(4) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、受発注者間で協議の上、決定することとする。

(5) 受注者は、実施に当たっては、関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。